

令和2年度 秋田市多世帯同居・近居推進事業

多世帯家族の同居又は近居のために必要な住宅の改修等や新築等に係る費用を補助します。

1 多世帯同居

補助対象者	自らが市内に所有し居住している住宅、又は親、子等が所有し居住している住宅の増改築（建替え含む）やリフォーム等を行い令和2年度内に同居を開始する方
補助対象工事	・多世帯同居に必要な住宅本体工事（併用住宅の場合は居住部分のみ） ・市内に本店、支店および営業所等を有する建築業者等が施工する工事 ・令和2年度内に工事を完了し、完了実績報告書を提出できる工事
補助額	補助対象工事費の2分の1の額と上限額のうち、いずれか低い金額 ・市内在住者による同居 上限額50万円 ・ 市外からの移住（※1） による同居又は市内在住者のうち子育て世帯（18才以下の子がいる世帯に限る）による同居 上限額100万円 ※1 市外からの移住 ：市外に1年以上居住し、これから市内へ転入、又は平成30年度以降に市内へ転入した方

2 近居 ※市外からの移住者のみ対象です

補助対象者	親、子、孫等が所有し、居住している住宅のそばに、 市外から移住（※1） し、新築、購入又は賃借して令和2年度内に近居する方（直線で原則1km以内） ※1 市外からの移住 ：市外に1年以上居住し、これから市内へ転入、又は平成30年度以降に市内へ転入した方
補助対象	・住宅の新築費用 ・住宅を購入（中古含む）する際の購入費用 ・貸家（アパート等含む）の賃貸借契約に係る敷金・権利金・仲介手数料等 ・市内に本店、支店および営業所等を有する建設業者等が施工・仲介するもの
補助額	・住宅新築費用または購入費用 上限額100万円 ・賃貸借契約に係る費用 上限額 30万円

【注意事項】

- ・交付決定を受けてから3年以上対象住宅へ居住することが条件です。
- ・世帯に市税を滞納している方がいる場合は対象になりません。
- ・**新たに同居又は近居する直系卑属が単身世帯の場合は対象になりません。**
- ・東日本大震災に起因して避難し現に市内に居住している方も利用できます。
- ・世帯の構成員が過去に補助金の交付を受けている場合は対象になりません。
- ・同居の場合、秋田市住宅リフォーム補助金も併用できます（建替えを除く）。

3 受付について

受付期間	令和2年4月1日（水）～令和2年12月1日（火）※土日祝日を除く。 ※予算に達した場合、申請受付を終了する場合がありますのでご注意ください。
受付窓口 問合せ先	秋田市都市整備部住宅整備課 住宅企画担当 〒010-8560 秋田市山王一丁目1-1 秋田市役所4階 電話 018-888-5770 FAX 018-888-5771 E-Mail ro-cshs@city.akita.akita.jp ホームページ https://www.city.akita.lg.jp/kurashi/sumai/1007487/1007792.html ※郵送では受付しませんので、直接お越しください。



4 申請時に必要な書類

◆共通書類◆

1	多世帯同居・近居推進事業補助金交付申請書（様式第1号）
2	誓約書兼同意書（様式第2号）
3	戸籍謄本（続柄関係を確認する書類）
4	世帯全員の住民票又は戸籍の附票（同居又は近居前の住所を確認する書類）
5	本市市税に滞納がないことを証する納税証明書（完納証明書）※同居の場合は世帯全員分、近居の場合は近居先住宅に住む世帯全員分（18歳以下の子を除く）
6	東日本大震災に起因して避難している者であることが分かる書類および市内に居住していることが分かる書類
7	建物（近居の場合は親元等住宅）の登記事項証明書
8	上記のほか、市長が必要と認める書類

◇同居又は近居（新築）の場合◇

9	工事請負契約書又は請書の写し（契約者氏名、住所、工事名、工事場所、金額、工期、日付が記載され、収入印紙を貼っているもの）
10	工事内訳明細書又は見積書の写し（数量×単価で表記されていること。一式表記はお避けください。）
11	工事着手前の写真（住宅の外観全景写真および工事部分の写真について、施工前と施工後の写真が対比できるように撮影してください。工事内容などコメントを記載してください）
12	建築基準法による確認が必要な場合は、確認済証の写しおよび図面

◇近居（購入）の場合◇

13	売買契約書の写し
14	重要事項説明書
15	住宅の外観全景写真

◇近居（賃借）の場合◇

16	賃貸借契約書の写し
17	重要事項説明書
18	借家の外観全景写真および共同住宅等の場合は、住戸の近景写真

5 完了報告時に必要な書類

◆共通書類◆

1	多世帯同居・近居推進事業完了実績報告書（様式第7号）
2	領収書の写し（宛名、金額、但し書き、日付、発行者が記載され、収入印紙を貼ってあるもの）
3	世帯全員の転居後の住民票
4	上記のほか、市長が必要と認める書類

◇同居又は近居（新築）の場合◇

5	同居（改築）および近居（新築）の場合は、建物の登記事項証明書
6	補助対象工事を行った住宅の工事部分の施工中および施工後の写真（施工後の写真は、施工前と施工後の写真が対比できるように撮影してください。）
7	確認済証の交付を受けた場合は、検査済証の写し

◇近居（購入）の場合◇

8	建物の登記事項証明書
---	------------

6 その他の補助

住宅リフォーム支援事業	50万円以上のリフォーム工事を行った市民の方に5万円を補助します（秋田市内に本店のある業者が施工する工事に限る）
子育て世帯移住促進事業	秋田市へ移住する子育て世帯に対し、住宅の新築・購入、賃借および転居にかかる費用を補助します
【フラット35】 子育て支援型・地域活性化型	多世帯同居・近居推進事業、空き家定住推進事業、子育て世帯移住促進事業の補助を受ける方が【フラット35】を利用した場合、当初5年間の金利を0.25%引き下げます。